

平成24年2月20日発行  
浅田会計事務所

## 平成24年から適用される税制改正

平成24年度からは、住民税に関しても増税となります。今年の6月以降に賦課される住民税については、16歳未満の扶養控除が無くなり、16歳以上19歳未満までの扶養控除の上乗せ12万円部分が無くなります。該当する方は天引きされる住民税が増え、手取りが減ります。

先行して廃止されている国税に追いついた形の改正ですが、いずれも「子ども手当」が支給されることに伴い増税されました。ちなみに、「子ども手当」は廃止され、その後の制度については現在審議中です。仮に3月末までに法案が成立しないと、「児童手当」に戻るそうです。

また、一部の納税者の方にとって有利になる改正もあります。一定の法人の欠損金の繰越期間が7年から9年に延長されたことです。この制度は平成24年4月1日以降開始事業年度から適用されます。今まで過去7年間の赤字を黒字と相殺することができたのですが、更に2年前の赤字、つまり9年前の赤字まで相殺できるようになりました。平成20年4月1日以降に終了する事業年度において生じた欠損金から適用となります。

その結果、帳簿書類の保存期間も7年から9年に延長されました。紙に印刷された書類の保管場所に困ることがあります。スキャン（電子化）して、データとして残しておく方法も一つの対策ではないでしょうか。

## 大雪

2月に入り、寒気も厳しく、日本各地で大雪が観測されていますが、過去日本には多くの「豪雪」と呼ばれる大雪の記録が残されています。有名なものとしては三八豪雪（昭和38年1月）、四八豪雪（昭和48年11月～49年3月にかけて）、五六豪雪（昭和55年12月～56年3月にかけて）、五九豪雪（昭和58年12月～59年3月にかけて）、平成の大豪雪（平成17年12月～18年2月にかけて）等があります。

大雪により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法の雑損控除又は災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選び、所得税の全部又は一部を軽減することができます。（雑損控除の損失額には災害関連支出として豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます。）

また、大雪などの災害により申告等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その災害等のやんだ日から2ヶ月以内の範囲でその期限が延長されます。

## 国民健康保険の話

国民健康保険（以下「国保」）は、市町村ごとに保険料が違います。なぜなら、それぞれの市町村単位で事業を運営しているため保険料率が変わるからです。北摂では、「表」のように高槻市が安くなっています。ちなみに後期高齢者医療保険は、都道府県が運営しているので、同じように都道府県ごとに保険料が異なります。

国保の財政状況等は、H21年度でみると、約2,633億円の赤字です。その主な原因は、低い収納率（H21年現在88.01%）と国保の制度自体の問題にあります。国保加入者は政管健保及び組合健保の加入者と比べて平均年齢が高く、平均所得が低い傾向にあります。これは、国保が退職者や無業者等も含め、他の被用者保険制度の対象とならない人すべてを対象としているためです。つまり、保険料収入が他の健保組合に比べ、低い水準にあるにもかかわらず、1人当たりの診察費が多いことが、赤字の原因の一つと思われます。この傾向は、過疎地のように高齢者の割合が高い場合は顕著です。

表：平成22年度 国民健康保険料比較

単位：円

市名	医療分	支援金分	介護分	合計
茨木市	234,300	68,660	48,640	351,600
豊中市	274,502	76,401	55,542	406,445
池田市	272,956	87,291	55,908	416,155
吹田市	191,669	57,362	51,531	300,562
高槻市	180,120	54,727	53,507	288,354
箕面市	255,730	83,800	58,860	398,390
摂津市	249,720	58,280	48,210	356,210

保険料は、所得200万円で40歳代夫婦と未成年の子2人の世帯のモデルケース

茨木市HPより

## 電子申告のお願い

2月16日から平成23年分所得税の確定申告書の受付が始まっています。

当事務所では従来の書面による申告書の提出から、e-Taxによる電子申告への移行を進めております。

電子申告には以下のようなメリットもありますので、ご一考くださいますようお願いいたします。

- ・ 添付書類の提出省略
- ・ 郵送による書面での提出に比べ、e-taxにて随時提出（送信）することにより申告のスピード化。  
還付申告の場合、早く申告すれば還付金の支払いも早くなります。  
電子申告による還付申告は早期に処理され、3週間程度で還付されるそうです。
- ・ お手持ちのパソコンから予定納税や振替口座等の確認が出来ます。  
還付金の手続き状況も確認することができます。